総務委員会　会議録

日　時　　令和２年１２月１１日（金曜日）　　午前９時５０分～午前１０時１８分
場　所　　臼杵庁舎２階　第１委員会室

出席委員の氏名

委員長　大塚　州章　　副委員長　伊藤　淳　　委　員　河野　巧
委　員　奥田富美子　　委　員　吉岡　勲　　委　員　匹田　郁

欠席委員の氏名

（　な　し　）

説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当）　加島　和弘　　総務課長　柴田　監
秘書・総合政策課長　平山　博造　　財務経営課長　荻野　浩一
総務課参事　佐世　善之　　秘書･総合政策課統括課長代理　広瀬　隆
その他職員

出席した事務局職員の職氏名

書記　後藤　秀隆

傍聴者

（　な　し　）

会議に付した事件及び審査結果

＜審査議案＞

番　　号	件　　名	協議結果
第１０２号	臼杵市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
第１０３号	臼杵市コミュニティセンター条例の一部改正について	原案可決
第１０５号	財産の無償貸付について	原案可決
第１０６号	指定管理者の指定について	原案可決
第１０７号	工事請負契約の変更について	原案可決

第１０８号	工事請負契約の変更について	原案可決

午前９時５０分　　開議

○委員長（大塚州章）

ただ今から総務委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は６件であります。お手元の次第にそって審査を行いたいと思います。

それでは第１０２号議案　臼杵市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田　監）

おはようございます。それでは総務課所管の議案について、説明をさせていただきます。

座って説明をいたします。

（　付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（河野　巧）

これをもとに戻すことで何が変わるのかが一点と、なぜ当初１割と、５％、３％を下げたのかの理由をもう一度お願いします。

◎総務課長（柴田　監）

河野議員の質問にお答えいたします。何が変わるのかと言いますと、減額している給料額を市長の任期が終わる日にもとに戻して、次の市長に代わる時に戻した状態で代わるということになっております。どうして、１０％、５％、３％分を減額したかというのは、市長が３期目に就任した時に、市長の判断で、他市の市長や副市長、教育長の給与等、それから市の状況等を考慮して市長の判断で、その率をカットしています。

○委員（河野　巧）

市の状況っていうのは、一番の要因は市の状況、他市もそうなんでしょうけど、その状況が、何の状況で下げたのかっていうのが、もう一度再質問と、もとに戻すことで、これは最終的に何に影響があるのか。要は戻すことで何か市として変わることがあるんですかね。金額的に、もっと言えば、退職金とかに関係するっていうことですかね。どうなるんですか。

○委員長（大塚州章）

休憩します。

午前９時５４分　休憩

午前９時５５分　再開

○委員長（大塚州章）

再開します。

◎総務課長（柴田　監）

その当時の市の状況というのは、市長が様々なことを考慮して判断したということでございます。具体的にこれが、というのはちょっと私の立場で申し上げることはできない状況でございます。何が変わるかというのは、月の給料をもとに戻すということで、新たな市長がその後のことは判断するということでございます。たとえば、新たな市長が１月１９日以降に誕生した時に、前の市長が新たな市長の給料をカットするというのを決めているというのが、本来の姿ではないということで、そこで一度リセットさせていただくいう意味で今回、戻すということでございます。

○委員長（大塚州章）

まだご理解がいかなければどうぞ質問を。どこらへんが理解いかないかを。

○委員（河野　巧）

直接退職金に関係するのか、しないのか。そこをお願いします。

◎総務課参事（佐世善之）

河野議員の質問にお答えします。基本的には月額の減額になりますので、退職金とか期末手当については影響いたしません。

○委員長（大塚州章）

よろしいですか。

○委員（河野　巧）

はい。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（匹田　郁）

４年間ずっとこれをやってきたんやな。それで市長がこの間、農林振興課の件で給与カットしますといったけん、単純にいうと７８万３，０００円が１割カットやったら、７０万円くらいになって、なおかつ１割カットということは６３万円くらいまで下がっちょったということ、そういう認識でいいんやな。

◎総務課長（柴田　監）

その３カ月間はそうです。

○委員（匹田　郁）

結局、職員の不祥事によって先行で下げたけど、本当は職員の処遇がはっきりしていない。職員の処遇がはっきりして、自分もまた襟を正すというのが、本来の減額の姿勢やと思っているから、どうなっていくんだろうかなということをちょっと思いました。以上です。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

はい。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行ないます。

第１０２号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。

よって、第１０２号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に第１０７号議案　工事請負契約の変更についてを議題といたします。なお次の１０８号議案　工事請負契約の変更についてが関連しますので、一括して説明質疑を行った後、それぞれ討論採決を行います。説明をお願いします。

◎総務課長（柴田　監）

（　付議議案に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

（　「ありません」の声　）

○委員長（大塚州章）

よろしいですか。

（　「はい」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。まず第１０７号議案の討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

よろしいですか。

（　「はい」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第１０７号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第１０７号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に第１０８号議案の討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第１０８号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第１０８号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで総務課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前１０時０１分　休憩

午前１０時０２分　再開

○委員長（大塚州章）

再開いたします。

次に秘書・総合政策課所管の議案審査を行います。第１０３号議案　臼杵市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（平山博造）

（　付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（河野　巧）

おおむね下南と川登でどれくらいの方が住んでいて、利用する予定なのかが分かればお願いします。

○委員長（大塚州章）

休憩いたします。

午前１０時０７分　休憩

午前１０時０８分　再開

○委員長（大塚州章）

再開いたします。

◎秘書・総合政策課長（平山博造）

人口については、今資料がございませんので、後ほど議員にお知らせしたいと思います。

○委員長（大塚州章）

よろしいですかね。河野議員。

○委員（河野　巧）

はい。

○委員長（大塚州章）

他に質問ありませんでしょうか。

◎秘書・総合政策課長（広瀬　隆）

先ほどの人口ですけれども、下南地区の人口は、４月１日現在２,９０３名ということで把握しております。川登地区なんですけれど、１,１０５名と把握しております。以上です。

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第１０３号議案については原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第１０３号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで秘書・総合政策課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前１０時０９分　休憩

午前１０時１０分　再開

○委員長（大塚州章）

再開いたします。次に財務経営課所管の議案の審査を行います。第１０５号議案　財産の無償貸付についてを議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

◎財務経営課長（荻野浩一）

（　付議議案に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（河野　巧）

貸付期間が１０年以内っていうことは、３年でやめますって言ったらやめやすいのか、１０年越してするっていう時は、またこれを組み直す形になるんですかね。

◎財務経営課長（荻野浩一）

当初の契約の中で、貸付期間の年数を明記していくようになりますけども、この中では１０年というふうな期間ではじめたい。当然、議員がおっしゃられたように事業者が、もし経営が悪く、途中でやめることもあるかもしれませんけども、契約上は１０年というふうな明記の仕方をしていきたい。１０年後は更新ということになろうかと思います。これは公募の条件としております。

○委員長（大塚州章）

他に質問はありませんでしょうか。

○委員（吉岡　勲）

契約しているのではないですか。それは見せられませんか。

◎財務経営課長（荻野浩一）

まだ契約自体はしておりません。議会の承認いただいた後に、詳細な契約をしていきたいというふうに思っております。

○委員（吉岡　勲）

こういう条件で、たとえば１０年以内にやめる時は、現況を元に戻すとかがあるわな大抵。そういうこともある程度説明しながら、提案したほうがいいと思っています。

◎財務経営課長（荻野浩一）

公募の中にも、もし途中でやめるような場合は、当然うちのほうに事前通知する必要もありますし、原則、原状回復というようなこともうたっております。事業者が手を入れて設備をし

た部分で、そのまま事業者が置いておきたいというような場合は、市のほうで協議して、市が認めれば、そのままにしておく、というふうなことも公募の条件になっております。

○委員長（大塚州章）

はい。他にありませんか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

はい。よろしいですか。

○委員（河野　巧）

これまで、こういう市の財産を貸し付けたというのは他にいくつ、どういうのがありますか。

○委員長（大塚州章）

例を何個かあれば。

◎財務経営課長（荻野浩一）

直近で言えば豊洋中。後は短期・中期に限らず、土地や財産の貸し付けは順次行っています。

○委員（匹田　郁）

単純に１０年以内ということなんですが、先ほど吉岡議員も言ったけど、臼杵市もそれなりに投資というか、設備しているわけですから、最低何年とかですね、普通は権利金とか供託金とか、そういうので債務の担保をするけど、無償ということで、そういうことができないんだろうと思うんですけど、要するにしばりをどういうふうにとらえているかをもう一度教えて欲しいです。

◎財務経営課長（荻野浩一）

今、匹田委員がおっしゃったような不安材料というのがあるかと思うんですけど、今回、県立野津高校の利活用に関して、市が整備する部分については最低限ということで、また予算委員会でも話をさせてもらおうと思っていたんですけれども、２階３階の教室の消防法に基づく排煙窓と給排水。福祉実習棟の利活用まだ決まっておりませんので、一応最低限の整備しかしません。あとは全て事業者によって整備してもらうことになっています。それと期間につきましては、当初、うちの規則で５年というふうになっていましたが、民間事業者がそれなりの投資をして５年という期間は、若干短いのではないのか、というふうな議論がありまして、１０年という期間にさせてもらいました。こういう形でしばり的なもの、３年は絶対してくださいとかいうところの話は、なかなか契約書上にうたいづらいというふうなことは考えておりますけども、事業者による事業の進捗状況等については、年に２～３回くらいは協議会をつくって協議していきながら、事業を継続するような形で、やっていきたいというふうに思っています。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第１０５号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第１０５号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に第１０６号議案　指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案は連合審査を行っておりますので、討論より行います。これより討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第１０６号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第１０６号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで財務経営課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。以上で総務委員会に付託をされました議案６件の審査を終了いたします。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

午前１０時１８分　閉会

臼杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和２年１２月１１日

臼杵市議会

総務委員会委員長　　大塚　州章